

新発田市空き店舗バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地総合再生区域における空き店舗の有効活用を図り、もって産業の発展及び地域の活性化に寄与することを目的に実施する空き店舗バンク事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地総合再生区域 新発田駅周辺及び新発田停車場線沿道を軸とした別表に定める区域をいう。
- (2) 空き店舗 商業利用を目的として建築され、現に店舗の用に供されていない建物及びその敷地（民間事業者によるテナント利用等を目的とする建物及びその敷地を除く。）をいう。
- (3) 所有者等 空き店舗に係る所有権又は賃貸及び売買を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空き店舗バンク事業 空き店舗台帳（第4条第2項に規定する空き店舗台帳をいう。同条第1項において同じ。）に登録された情報を公表し、及び利用登録者（第9条第1項に規定する利用登録者をいう。）に提供する事業をいう。

(空き店舗バンク事業の対象区域等)

第3条 空き店舗バンク事業の対象区域は、市街地総合再生区域に限るものとする。

- 2 空き店舗バンク事業は、空き店舗バンク事業以外による空き店舗の取引を妨げるものではない。

(空き店舗の登録申請等)

第4条 空き店舗に関する情報を空き店舗台帳に登録しようとする所有者等は、新発田市空き店舗バンク登録申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、必要な調査を行い、登録することが適当であると認めたときは、新発田市空き店舗バンク登録台帳（別記第2号様式）（以下「空き店舗台帳」という。）に登録するとともに、新発田市空き店舗バンク登録通知書（別記第3号様式）により当該登録の申請を行った所有者等に通知するものとする。

(空き店舗に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「空き店舗登録者」という。）は、

空き店舗台帳に登録した事項（以下「空き店舗登録事項」という。）に変更があったときは、速やかに新発田市空き店舗バンク登録変更届出書（別記第４号様式）により市長に届け出なければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による届出があった場合は、速やかにその内容等を確認し、空き店舗登録事項を変更すべきと認めたときは、当該空き店舗台帳を修正するとともに、新発田市空き店舗バンク登録変更通知書（別記第５号様式）により当該空き店舗登録者に通知するものとする。

（空き店舗台帳の登録の抹消）

第６条 市長は、空き店舗登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き店舗台帳の登録を抹消するとともに、新発田市空き店舗バンク登録抹消通知書（別記第６号様式）により当該空き店舗登録者に通知するものとする。

- （１） 新発田市空き店舗バンク登録抹消申出書（別記第７号様式）により空き店舗台帳の登録抹消の申出があったとき。
- （２） 空き店舗に係る所有権又は賃貸及び売買を行う権利を失ったとき。
- （３） 空き店舗台帳登録日から２年を経過した日の属する年度の年度末を経過したとき（登録の更新があったときを除く。）。
- （４） 前３号に掲げるほか、市長が登録を抹消すべきと認めたとき。

（空き店舗情報の公表等）

第７条 市長は、市のホームページへの掲載、市の広報紙への掲載等の方法により、空き店舗台帳に登録された情報のうち空き店舗の有効活用に必要なと認める情報を公表するものとする。

- ２ 市長は、前項の規定による公表のほか、必要に応じ、空き店舗登録者又は利用登録者（第９条第１項に規定する利用登録者をいう。）に対し、空き店舗台帳又は利用者台帳（次条第２項に規定する利用者台帳をいう。）に登録された有用な情報を提供することができるものとする。

（利用者の登録）

第８条 空き店舗台帳に登録されている空き店舗情報の提供を受けようとする者は、新発田市空き店舗バンク利用者登録申請書（別記第８号様式）により市長に申請しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請者が次の各号のいずれかに該当する者であることを確認し、登録することが適当であると認めたときは、当該申請者に関する情報を新発田市空き店舗情報利用者台帳（別記第９号様式）（以下「利用者台帳」という。）に登録するとともに、新発田市空き店舗バンク利用者登録通知書（別記第１０号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 空き店舗を賃借する意思又は取得する意思を有する者
- (2) 空き店舗に定期的に滞在し、産業の発展及び地域の活性化に寄与しようという意思を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、利用者台帳に登録した事項（以下「利用者登録事項」という。）に変更があったときは、速やかに新発田市空き店舗バンク利用者登録変更届出書（別記第11号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその内容等を確認し、利用者登録事項を変更すべきと認めたときは、利用者台帳を修正するとともに、新発田市空き店舗バンク利用者登録変更通知書（別記第12号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

(利用者台帳の登録の抹消)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者台帳の登録を抹消するとともに、新発田市空き店舗バンク利用者登録抹消通知書（別記第13号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 新発田市空き店舗バンク利用者登録抹消申出書（別記第14号様式）により利用者台帳の登録抹消の申出があったとき。
- (2) 第8条第2項各号の規定に該当しない者となったとき。
- (3) 空き店舗を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると市長が認めたとき。
- (4) 利用者登録申請の内容に虚偽があったとき。
- (5) 利用者台帳登録日から2年を経過した日の属する年度の年度末を経過したとき（登録の更新があったときを除く。）。
- (6) 前各号に掲げるほか、市長が登録を抹消すべきと認めたとき。

(空き店舗登録者と利用登録者との交渉等)

第11条 市長は、空き店舗登録者と利用登録者との空き店舗の利用等に係る交渉及び賃貸借等の契約については、一切関与しない。

- 2 交渉及び契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 空き店舗登録者及び利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き店舗バンク事業に伴い知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだ

りに他に漏らし、又は不当な目的のために利用等を行わないこと。

- (2) 保有する個人情報が必要になった場合は、速やかに、かつ、確実に廃棄し、又は抹消すること。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から実施する。